

第1章 割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方

1. 安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に向けたこれまでの取組

割賦販売法においては、これまで、社会環境の変化や技術の進歩を捉え、消費者保護と消費者の利便性の確保とのバランスを取りつつ、法体系を構成してきた。

平成 28 年改正では、オフアス取引の一般化という取引構造の変化に対応した制度整備を行うべく、クレジットカード情報の漏えいや不正利用を防止する観点から、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度の創設・加盟店調査等の義務付けを行うとともに、決済端末の IC 化等の加盟店におけるセキュリティ対策を義務付け、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための措置を講じた。

これらの義務を課すにあたっては、技術革新などを取り込んでいくことができる柔軟な規制・制度となるよう配慮の上、措置がなされた。

セキュリティ対策の義務付けの水準については、個々の事業者に対し、各々のリスクに応じた措置を求め、「利便性と安全性」あるいは「コストとセキュリティ」の両立という課題を技術の力で解決¹し、「技術革新の果実を迅速に取り込んでいくダイナミックな仕組み¹」となるよう、「法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏洩防止と不正使用防止）のみを定め、その実現手段・方法については、最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとすることで、各事業者の判断に基づいて、より適切なセキュリティ対策を講ずることができるようにする¹」こととした。

また、アクワイアラーにおける加盟店調査においても、同様の考え方のもと、「各アクワイアラー等が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせ合わせた調査体制を整備できるよう、双方を総合して一定水準を確保することを許容するという「性能規定」的な考え方を採用²すべきであり、「実行可能で合理的な調査方法を検討すべきである²」とされ、こうした考え方に則り措置がなされた。

2. 決済テクノロジーの進展と今後の規制体系のあり方

(1) 決済テクノロジーの進化

近年、ICT の進展に伴い、決済分野においても、決済テクノロジーが進化し、スマートフォン・アプリや QR コード等の多様なインターフェースを用いた決済サービスが登場している。特に、FinTech 企業を中心に、ビッグデータ・AI 等といった新たなテクノロジーを背景として、多様な消費者ニーズを捉えつつ、UI・UX³に優れた利用者目線のサービスが広がりを見せている。また、IT 系・SNS 系事業者や EC モール事業者を始めとした決済分野以外の事業者の決済分野への参入も含め、従来の「業」の垣根を越えた決済サービス・主体の多様化が進んでいる。

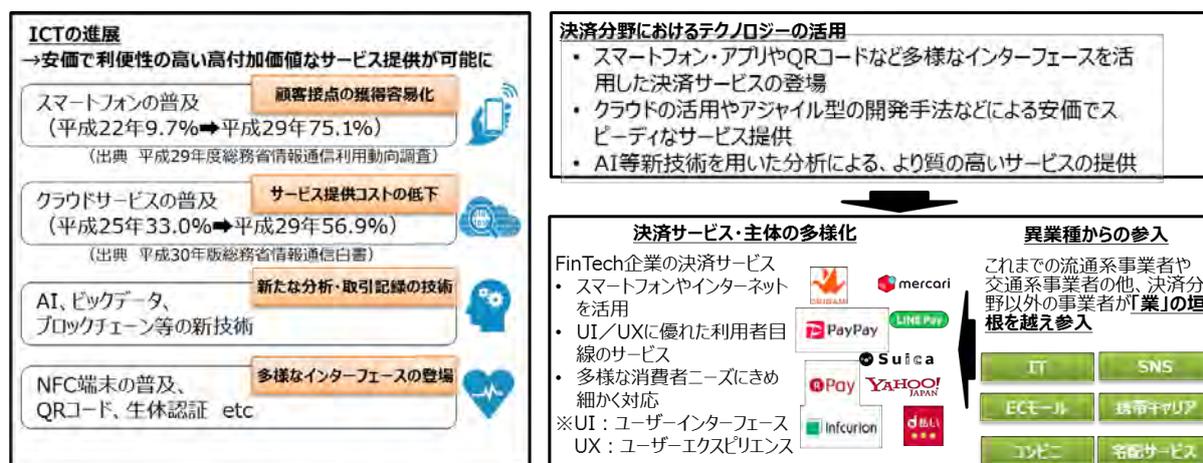
¹ 平成 28 年 6 月 14 日「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」P12

² 平成 28 年 6 月 14 日「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」P14

³ UI：ユーザーインターフェースの略。利用者がサービス等を利用する際のインターフェース。

UX：ユーザーエクスペリエンスの略。利用者がサービス等を通して得られる体験のこと。

【図1】決済テクノロジーの進化と決済サービス・主体の多様化



(2) 今後の規制体系のあり方

テクノロジーの進化に伴い、例えば、従来取得できなかった膨大なデータ(ビッグデータ)が取得できるようになるとともに、新たに AI 等の高度な分析手法が登場し、決済分野も含め、これらを事業活動の中で活用することが可能となっている。この技術革新は、一時的・断続的なものではなく、絶えず継続的に生まれるものであり、技術のあり様は常に進化を続けている。

割賦販売法制においても、こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される一方、これらの新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれない。

このため、適切な消費者保護を前提に、利用者が多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整備すべく、技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みが求められている。

具体的には、リスクベース・アプローチや性能規定の導入など、技術の進展に対しても陳腐化・形骸化しない柔軟な規制への見直しや、RegTech/SupTech などによる被規制事業者・行政双方の法規制対応の高度化など、規制手法の変革が必要である。

事業者の多様な取組を許容することは、リスクを増加させる要因ではなく、むしろ、事業者の創意工夫やイノベーションを通じてより安全・安心な取引環境を構築するために重要な方法であり、消費者保護を精緻化するアプローチであると考えられる。今後、こうした取組を促進することにより、我が国の後払い決済サービスにおける消費者保護を精緻化し、テクノロジー社会を前提とした新たな安全・安心なクレジットカード利用環境の整備を進めることが必要である。

なお、リスクベース・アプローチや性能規定の導入といった今回の規制の見直しは、割賦販売法の規制枠組みにおいて、その規制の内容を目的やリスクに見合ったものとするものであり、単なる規制の緩和を行うものではない。

(3) 中間整理⁴後の動向

令和元年6月21日に閣議決定された成長戦略実行計画では、「割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する」ことが求められている。

【図2】未来投資会議 成長戦略実行計画

成長戦略実行計画（令和元年6月21日）

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、**新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進**する。

…現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、…新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレス決済手段を実現する。その際、例えば、**割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入**する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、令和元年8月8日、消費者委員会より、中間整理に対して意見書が提出され、事前・事後チェックにおける効果的な方策の検討や指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の見直し等に関し、慎重に検討すべきとされた。

こうした要請も踏まえながら、割賦販売法制のあり方について検討を進める必要がある。

⁴ 令和元年5月29日「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」を指す。以下同じ。